

第2節 自然環境

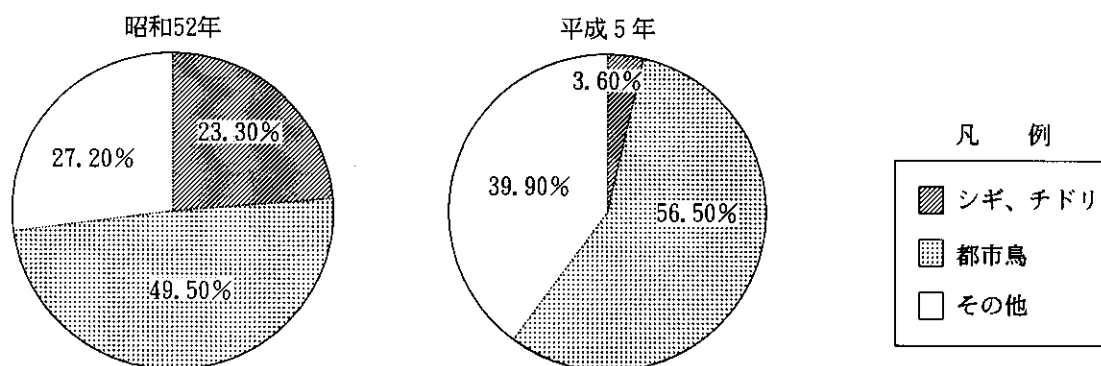
第1 生態系の多様性

府域の森林や公園、河川などは野生動植物の繁殖地や移動経路等となっており、これらを中心に、府域では多くの種類の生物の生息・生育が確認されている。これらの野生動植物は生態系の重要な構成要素であり、自然環境の重要な一部としてわれわれの豊かな生活に欠かすことのできないものである。

1 生息鳥獣

府域の野生鳥獣については、約30種の獣類と約270種の鳥類が確認されているが、各地域で生息する鳥獣の相は異なる（1-60～61図、1-62～64表）。

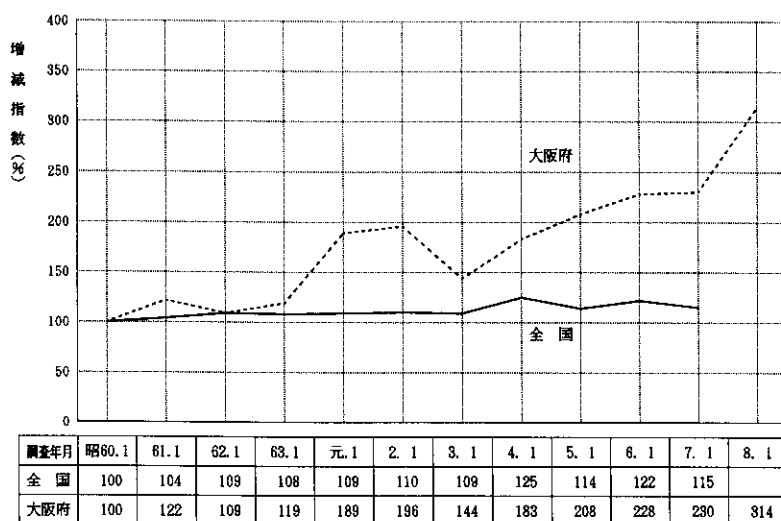
1-60図 夏期におけるシギ・チドリ類及び都市鳥の比率の変化



(注1) 調査方法：府下41点において、夏期（平成5年5月19日～7月20日）に野生鳥類の生息状況を調査し、前回調査（昭和52年）と比較した。

(注2) 都市鳥：スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、キジバト、モズ、ハシブトガラス、ハシボソガラスの合計とする
(平成5年 大阪府緑の環境整備室調べ)

1-61図 カモ類の生息数の推移



(注) 増減指数：昭和60年を100とする。

1-62表 ガンカモ科鳥類の調査地別観察数ベスト5の推移

順位	調査年月 (調査場所数)	平4. 1 (165か所)	5. 1 (176か所)	6. 1 (187か所)	7. 1 (199か所)	8. 1 (210か所)
1		淀川全域 6,394	淀川全域 8,826	淀川全域 8,873	淀川全域 10,837	大阪市北港 17,385
2		大和川全域 2,410	大阪市北港 3,795	大阪城公園 3,238	大阪市北港 3,809	淀川全域 5,548
3		大阪市北港 2,408	大和川全域 3,379	安威川全域 2,810	安威川全域 3,178	大和川全域 4,649
4		南港野鳥園 2,153	南港野鳥園 1,761	大和川全域 2,301	平林貯木場 1,448	安威川全域 2,976
5		大阪城公園 1,305	安威川全域 1,208	神 崎 川 1,771	大和川全域 1,430	平林貯木場 1,052

(注1) 表中、上段は調査地名、下段は観察羽数

(注2) ガンカモ科鳥類の生息調査は、毎年冬期に日本に渡来するガン、カモ、ハクチョウ類の生息状況を把握するために、環境庁の呼びかけにより昭和44年度から全都道府県が一斉に実施している。

1-63表 カモ類観察数種別順位
(平成7年度)

順位	種 名	確認数(羽)	%
1	ホ シ ハ ジ ロ	24,291	51.9
2	ヒ ド リ ガ モ	6,076	12.9
3	ハ シ ビ ロ ガ モ	3,706	7.9
4	コ ガ モ	2,875	6.1
5	カ ル ガ モ	2,106	4.5
6	マ ガ モ	2,087	4.4
7	オ ナ ガ ガ モ	1,503	3.2
8	キンクロハジロ	1,438	3.1
9	ス ズ ガ モ	987	2.1
10	オ カ ヨ シ ガ モ	799	1.7

1-64表 ニホンジカの生息頭数の推移

(単位：頭)

	昭54	57	60	63	平3
能勢地域 剣尾山個体群	8~15	42~100	73~194	69~197	79~288
箕面地域 鉢伏山個体群	12~35	21~76	42~118	21~98	調査せず
高槻地域 ポンポン山個体群	4~10	10~24	15~53	11~46	''
計	24~60	73~200	130~365	101~341	

(注1) 左の数字は最低確認数、右の数字は最大推定数を表示

(注2) 調査は、①オスジカ成獣の鳴き声調査及び②シカ生息地周辺の人々に対するアンケート調査の二方法により実施。

(注3) 平成3年の調査では②を生息地全域で実施したが、①の実施は能勢町地域のみであった。

(注4) 平成6年に3地域におけるニホンジカの分布状況調査を実施(生息頭数の調査は実施していない)。

(北摂山系)

北摂山系では箕面を中心に、アカネズミやモグラ、コウモリ等の小型哺乳類のほか、イノシシ、ノウサギ、テン等の中・大型哺乳類、合わせて22種の哺乳類が確認されている。

なお、溪流には貴重種であるカワネズミが、明治の森箕面国定公園には天然記念物のニホンザルが生息している。

鳥類については留鳥ではヒヨドリやシジュウカラ等が、夏鳥ではヤブサメやオオルリ等が、冬鳥ではツグミやアトリ等が、漂鳥ではルリビタキやアオジ等が確認できる。特に秋季の渡り期には、サシバ等のタカ類が大挙して渡るコースとなっている。

(金剛・生駒山系)

生駒山地は古くから開発の影響を受け、他の山系に比べ林層が乏しいため、哺乳類については、ノウサギやヒミズ、モグラが広範囲に生息しているほかは、特筆すべきものはなく、また、鳥類については、留鳥ではウグイスやホオジロ等が、夏鳥ではホトトギス等が、冬鳥ではツグミ類やカシラダカ等が、漂鳥ではルリビタキやアオジ等が見られる。

金剛山地は、植林等が進み、開発の影響は他の山地に比べ小さく、リスやムササビ等の小型哺乳類のほか、タヌキ等の生息が確認されている。一方、鳥類は多く、留鳥ではシジュウカラやエナガ等が、冬鳥では、ツグミやシロハラ等が、漂鳥ではアオジ等が見られ、夏鳥は府下で最も多く生息している。なお、ミソサザイ、クロツグミの府域で唯一の繁殖地である。

(和泉葛城山系)

奥山を持つ東部と、持たない西部とでは、生息環境に対する人為の影響は異なるものの、総じて特筆すべきものはなく、哺乳類については、ノウサギやリス、イタチ等いずれの山系でも見られる種が生息している程度である。また、鳥類については、留鳥ではシジュウカラやメジロ等が、夏鳥ではオオルリやホトトギス等が、冬鳥ではツグミやマヒワ等が見られる。なお、標高 500m以上の地域には府域で最も大型のクマタカが生息している。

(平野・丘陵部)

哺乳類ではイタチ等が見られ、鳥類ではスズメ、ドバトが多数生息している。

また、春秋期には大阪市南港埋立地、泉南市男里川・樫井川河口の干潟にシギ、チドリ類が渡来し、冬期には仁徳天皇陵等の濠や淀川河川敷等に多数のカモ類が渡来する。

2 魚 類

現在、府域には約60種類の淡水魚が生息している。川の上流にはアマゴ、カワムツ、中流にはオイカワ、下流にはギンブナ、ため池にはタモロコ、農業用水路にはメダカやドジョウなどが住んでいる。これらの内、イタセンパラ、アユモドキ、ニッポンバラタナゴ、ヤリタナゴ、ズナガニゴイ、アカザ、アジメドジョウなどは近年生息環境の悪化にともなう個体数の減少が著しく、特にイタセンパラ（天然記念物）、アユモドキ（天然記念物）及びニッポンバラタナゴは環境庁より絶滅の危惧種に指定されている。

3 植 生

大阪は、早くから文化が開け、多くの地域が活発な人間活動の場として利用されてきたため、自然植生的な樹林は、山地の山頂部、急傾斜地、境内地等にわずかに残っているだけである。

府域を冷温帯と暖温帯に分けるとその大部分が暖温帯に属する。暖温帯は古くから利用の対象とされており、その大部分は、市街地や造成地、田畑及び果樹園となっているが、山地から丘陵にかけては、代償植生（人間の影響によって、本来の自然植生が様々な人為植生に置き代わったもの）としてモチツツジ・アカマツ群集、特にアカマツ林が広く分布しており、次いでコナラ群落の主として生駒山地に、スギ・ヒノキ人工林が北摂及び金剛の山地に分布している。自然植生としては、アラカシ群落、サカキ・ウラジロガシ群落及びコジイ・クロバイ群落がわずかながらも社寺、古墳及び急傾斜地に残存しているほか、貴重なものとしては岸和田市の意賀美神社にミミズバイ・スダジイ群落、堺市の美多弥神社に府指定天然記念物のシリブカガシ群落等がそれぞれ残存している。

冷温帯の多くはスギ・ヒノキ人工林やモチツツジ・アカマツ群集などの代償植生に被われている。自然植生としては、妙見山及び和泉葛城山の山頂部にブナ林が残存しており、なかでも和泉葛城山のブナ林は国の天然記念物に指定（大正12年）されている。

冷温帯と暖温帯との推移帯（標高600～800mの地帯）にある高槻市本山寺などには、モミ、ツガの天然林が点在している。

また、淀川、大和川の河川敷には、ヨシ、オギ等が優占する湿原がある。

4 その他

特別天然記念物オオサンショウウオは、世界最大の両生類で、府域では北摂山系等の河川に生息している。また、天然記念物イタセンパラ、アユモドキは淀川水系の河川に生息する淡水魚であり、イタセンパラは淀川本流のわんどなどに、アユモドキは淀川水系の中小河川を生息域としている。

第2 多様な自然環境

大阪の自然は、大阪湾と淀川、大和川水系をはじめ多くの河川が流れる大阪平野、及びこれを取り囲む北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系からなっている。府下には、約6万ha（府域の約3分の1）の森林、約1千kmの河川や約1万2千か所のため池などの水辺空間、また、市街地やその周辺においても社寺林などの歴史的な緑や農空間がある。

これらの自然は、生態系の維持、大気や水の環境調節機能、水源かん養、治山・治水といった国土保全機能に加え、農林水産業の生産基盤の提供、やすらぎや潤いといった人の心や健康に有益な効果など、多様な公益的機能をわれわれに提供してくれている。

1 自然海岸

自然海岸とは、海岸部が自然の状態を保持している海岸のことで、砂浜、泥浜、磯浜、転石浜、岩礁、及び河口干潟等の種類がある。府において自然海岸は、南部の泉南市・阪南市・岬町に存在し、泉南市と阪南市の境には河口干潟が、岬町には岩礁が見られる。

府の海岸線は、総延長距離が約260kmあり、このうち自然海岸が占める割合は、わずか1%程度に過ぎない(1-65表)。

1-65表 海岸の形状

(平成元年度調査)

	岩 礁	砂 浜	人工 海浜	緩 傾 斜 護 岸	消 波 ブ ロ ック 護 岸	垂 直 護 岸	合 計
自 然 海 岸	2.8 (1.1)						2.8 (1.1)
半 自 然 海 岸	3.2 (1.2)	7.0 (2.7)					10.2 (3.9)
人 工 海 岸			3.4 (1.3)	6.4 (2.5)	58.2 (22.4)	179 (68.8)	247 (95)
合 計	6.0 (2.3)	7.0 (2.7)	3.4 (1.3)	6.4 (2.5)	58.2 (22.4)	179 (68.8)	260 (100)

(注) ()内は%

(単位: km)

2 森林・農地

森林は、単に木材資源供給の場としてだけでなく、土砂流出防止、水源かん養といった国土保全機能、大気や水の浄化、気候緩和といった環境保全機能のほか、人の心に潤いを与える保健機能等の公益的機能を有し、また、野生生物の生息地としての重要な役割も果たしている。

府域の森林については、南河内など生産性の高い林業経営が行われている地域を除いて資産保持的な傾向が強く、森林の他用途への転用により林野面積は漸減の傾向にある(1-66表、1-67図)。

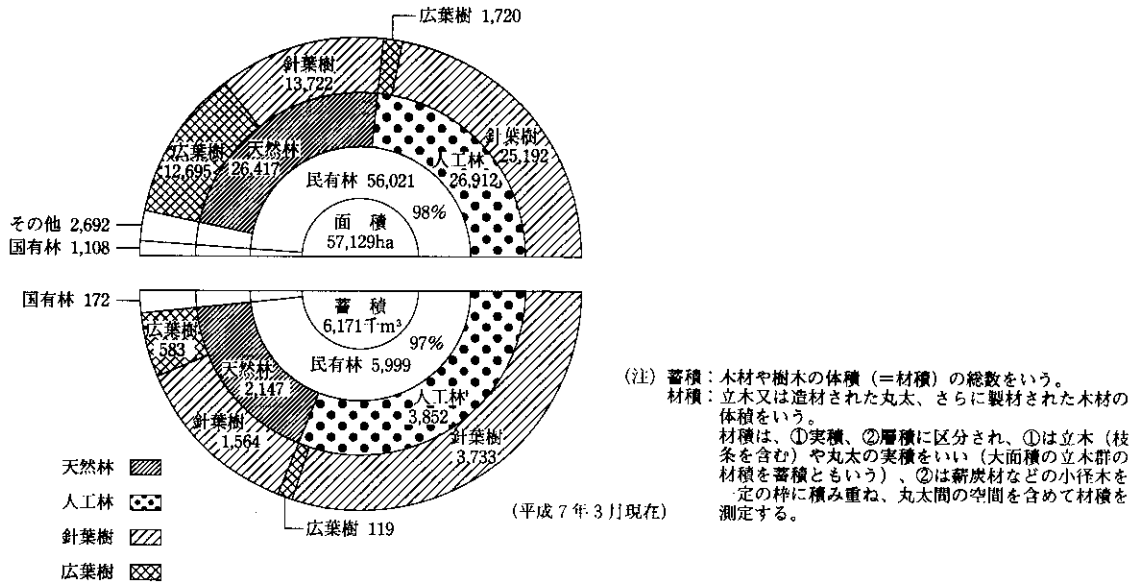
一方、農地は都市化の進展に伴い、毎年減少の一途をたどっている(1-68表)が、高度成長期の減少幅に比べると緩やかになっている。

1-66表 森林面積の推移

(単位: ha)

		平2	3	4	5	6	7
総	数	57,592	57,398	57,322	57,180	57,129	57,083
	民						
	有	56,461	56,267	56,191	56,049	56,021	55,975
	林						
	天	26,924	26,592	26,488	26,440	26,417	26,380
	然						
	林						
人	26,760	26,933	26,962	26,917	26,912	26,917	
工							
林							
竹	1,283	1,280	1,279	1,260	1,260	1,256	
林							
そ	1,494	1,462	1,462	1,432	1,432	1,422	
の							
他							
林							
国	1,131	1,131	1,131	1,131	1,108	1,108	
有							
林							

1-67図 森林の比率



1-68表 耕地面積の推移

(単位：ha)

年	平 3	4	5	6	7
面積	17,900	17,700	17,500	17,400	17,200

(注) 1 数字は各年8月1日現在の状況を示す
2 近畿農政局調べ

3 ため池

府域には1万余りのため池が点在するが、その大半は堺市、松原市及び八尾市を結ぶ地域から南に集中して分布しており、他は淀川水系の水が利用できない生駒山麓及び北摂丘陵地帯に分布している。大規模なものとしては、久米田池(岸和田市)、光明池(和泉市)などがある(1-69表)。

1-69表 ため池の状況

年 度	地域名					
	北 部	大阪市	中 部	南河内	泉 州	合 計
平 2	2,106	6	2,503	3,544	3,639	11,798
3	2,106	6	2,497	3,540	3,638	11,787
4	2,105	6	2,442	3,528	3,633	11,714
5	2,105	6	2,383	3,527	3,600	11,621
6	2,104	6	2,337	3,522	3,582	11,551
7	2,097	6	2,334	3,520	3,566	11,523

(注) 数字は各年の4月1日現在のため池数を示す。

第3 自然とのふれあい

1 国定公園利用者数等

府域には明治の森箕面国定公園と金剛生駒国定公園の2つの国定公園があり、府民の自然とのふれあいの機会を提供しているが、平成6年の利用状況は、それぞれ235万人と1,215万人である（1-70表）。

また、府域の森林区域、自然公園区域は1-71図のとおりであり、自然の状況に応じたふれあいのための施設が整備されている。

1-70表 国定公園の概要

< 明治の森箕面国定公園 >

指定年月日	昭和42年12月11日
面積 (ha)	第1種特別地域 187.9 第2種特別地域 203.6 第3種特別地域 571.1 計 962.6
特質等	・明治100年の記念事業として東京の「高尾」とともに指定 ・シイ、カシ、ヤブニッケイ、ホオノキ、モミ、イロハカエデ等140科 980種の植物 ・3,000種を超える「昆虫の宝庫」
施設設備状況	・箕面ビジターセンター ・エキスポ'90みのお記念の森 ・政の茶屋園地 ・大日橋園地 ・清水谷園地 ・ようらく台園地 ・勝尾寺園地 ・こもれびの森 ・東海自然歩道の起点 ・自然研究路 (12.9km) ・昆虫館 (都市公園施設)
利用状況	235万人 (平成6年)

< 金剛生駒国定公園 >

指定年月日	昭和33年4月10日
面積 (ha)	第2種特別地域 2,718.3 第3種特別地域 7,966.2 普通地域 0.3 計 10,684.8 (奈良県域を含めた総面積は15,564.6ha)
特質等	・金剛山付近の豊富な植物群落 ・サクラ、モミジの横尾山 ・生駒山地、二上山は地形地質学上注目されている ・高安山、信貴山、千早赤阪村等は史跡に富む
施設設備状況	・「府民の森」(8園地) ・緑の文化園 ・二上山万葉の森 ・岩湧の森 ・香楠荘 ・金剛登山道駐車場 ・ダイヤモンドトレール (全長45km) ・生駒縦走歩道 (全長22.2km)
利用状況	1,215万人 (平成6年、奈良県域を含めた利用者数は1,849万人)

1-71図 みどりの施設マップ

□ 主なみどりの拠点施設

- 1 府立能勢の郷野外活動センター・21世紀の森（能勢町）
- 2 府立総合青少年野外活動センター（能勢町）
- 3 高槻花しょうぶ園（緑の村）（高槻市）
- 4 高槻森林観光センター（緑の村）（高槻市）
- 5 神峰山の森（高槻市）
- 6 エキスポ'90みのお記念の森（箕面市）
- 7 箕面ビジターセンター（箕面市）
- 8 大阪市立大学理学部付属植物園（交野市）
- 9 交野いきものふれあいの里（交野市）
- 10 緑の文化園（四条囃子市）
- 11 大阪南港野鳥園（住之江区）
- 12 伊賀今池（羽曳野市）
- 13 府立緑化センター（羽曳野市）
- 14 府立羽衣青少年センター（高石市）
- 15 二上山万葉の森（太子町）
- 16 ウッドリウム大阪（美原町）
- 17 サバーファーム（富田林市）
- 18 府立花の文化園（河内長野市）
- 19 河内長野市立林業総合センター（木複館）（河内長野市）
- 20 岩湧の森（河内長野市）
- 21 光滝寺キャンプ場（河内長野市）
- 22 府立少年自然の家（貝塚市）
- 23 紀泉高原キャンプ場（阪南市）
- 24 府立青少年海洋センター（岬町）

■ 森林区域
■ 自然公園区域

☆ 府民の森園地

- 1 くろんど園地（交野市）
- 2 ほしだ園地（交野市）
- 3 緑の文化園むろいけ園地（四条囃子市）
- 4 くさか園地（東大阪市）
- 5 ぬかた園地（東大阪市）
- 6 なるかわ園地（東大阪市）
- 7 みずのみ園地（八尾市）
- 8 ちはや園地（千早赤阪村）

○ 府営公園

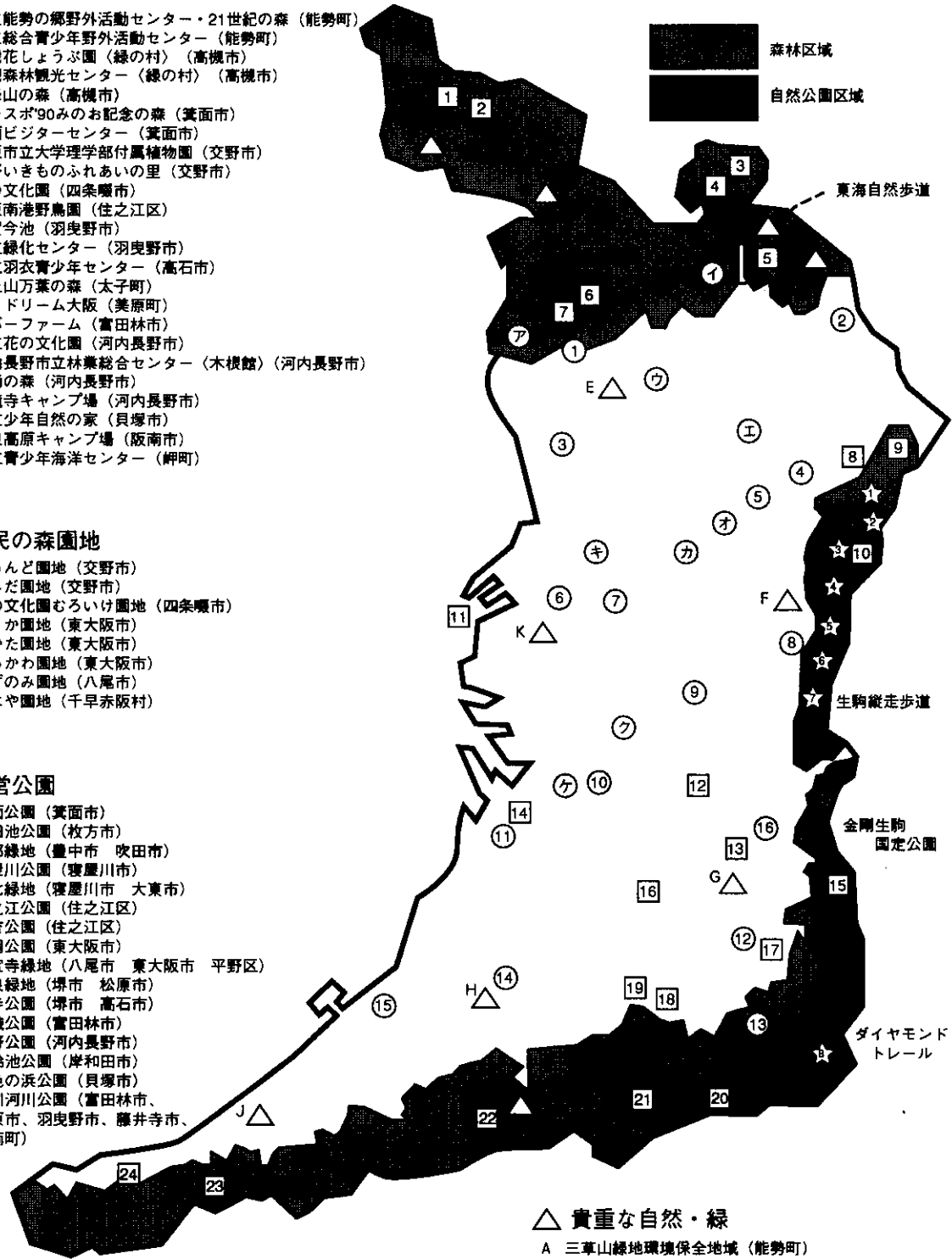
- 1 箕面公園（箕面市）
- 2 山田池公園（枚方市）
- 3 服部緑地（豊中市 吹田市）
- 4 寝屋川公園（寝屋川市）
- 5 深北緑地（寝屋川市 大東市）
- 6 住之江公園（住之江区）
- 7 住吉公園（住之江区）
- 8 枚岡公園（東大阪市）
- 9 久宝寺緑地（八尾市 東大阪市 平野区）
- 10 大泉緑地（堺市 松原市）
- 11 浜寺公園（堺市 高石市）
- 12 錦織公園（富田林市）
- 13 長野公園（河内長野市）
- 14 蜻蛉池公園（岸和田市）
- 15 二色の浜公園（貝塚市）
- 16 石川河川公園（富田林市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、河南町）

○ その他の公園緑地

- ア 五月山緑地（池田市）
イ 摂津峡公園（高槻市）
ウ 万博記念公園（吹田市）
- エ 淀川河川公園（淀川沿い各市町村）
オ 花博記念公園鶴見緑地（鶴見区・守口市）
カ 大阪城公園（中央区）
キ 中之島公園（北区）
ク 長居公園（東住吉区）
ケ 大仙公園（第37回全国植樹祭開催地）（堺市）

△ 貴重な自然・緑

- A 三草山緑地環境保全地域（能勢町）
B 妙見山自然環境保全地域（能勢町）
C 本山寺自然環境保全地域（高槻市）
D 若山神社自然環境保全地域（島本町）
E 千里の竹林（豊中市 吹田市）
F 今米緑地保全地区（東大阪市）
G 美具久留御魂神社自然環境保全地域（富田林市）
H 意賀美神社自然環境保全地域（岸和田市）
I 和泉葛城山ブナ林（岸和田市・貝塚市）
J 男神社緑地保全地区（泉南市）
K 加賀屋緑地保全地区（住之江区）



第3節 都市環境

第1 潤いと安らぎのある都市空間

1 緑被率

府域における緑被地は、府域面積の52.7%にあたる99,372haである。また、市街化区域内の緑被率は20.9%である（1-72表）。

1-72表 緑被現況

※（ ）は、樹林、樹木のみ緑被

	区域面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)
市街化区域	90,085	18,847 (8,260)	20.9 (9.2)
市街化区域外	98,540	80,525 (61,895)	81.7 (62.8)
全 域	188,625	99,372 (70,155)	52.7 (37.2)

- (注) 1. 緑被地は、樹林・樹木に被われた区域、草地（芝地を含む）、農地、果樹園である。
 2. 緑被地の抽出、面積計測は、平成4年度撮影の空中写真及び地形図により行った。
 3. 市街化区域面積は平成3年3月末現在、全域区域面積は平成3年末現在（国土地理院）である。

2 公園・緑地

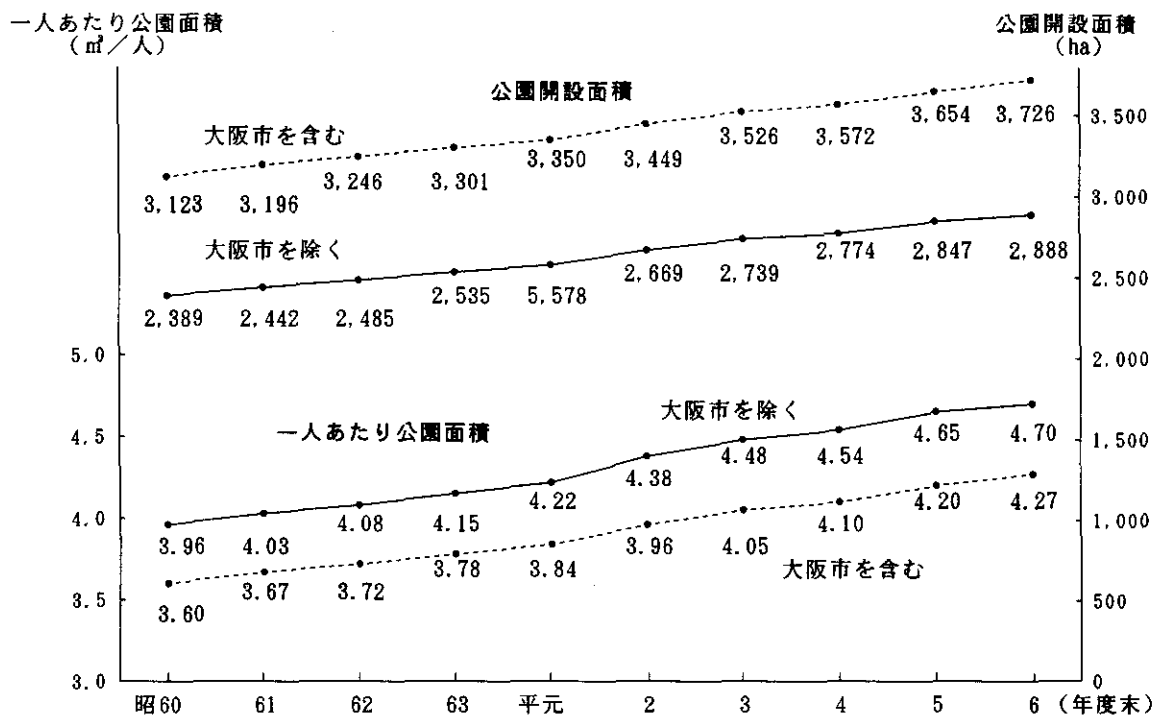
府域には2か所の自然公園（金剛生駒国定公園、明治の森・箕面国定公園）のほか、都市公園（府営公園、市町村公園及び国営公園）が開設されており、その総数は平成7年3月現在で4,324か所、総面積は3,726 haである。都市公園の開設面積は全国的にはかなり高水準にあるものの、府民1人あたりでは4.27㎡で、全国平均（5年度末6.63㎡）を下回っている（1-73表、1-74図）。

1-73表 都市公園の整備状況

（平成7年3月31日現在）

	か所数	面積 (ha)	1人あたり公園面積 (㎡/人)
大 阪 府	4,324	3,725.82	4.27
府下(大阪市除く)	3,488	2,887.52	4.70

1-74図 都市公園開設面積と1人あたり公園面積の推移



3 道路緑化

街路樹は、大気浄化・騒音低減などの環境改善効果に加え、人々に緑陰や快適な都市空間を提供する上で不可欠なものであり、潤いのある良好な都市景観を形成するものである（1-75表）。

1-75表 府道の街路樹整備状況

(各年4月1日現在)

年 度		平 3	4	5	6	7
緑 化 延 長		366km	372 km	382 km	394 km	396 km
内 訳	一 般 国 道	86	86	90	100	101
	主 要 府 道	169	173	179	180	181
	一 般 府 道	111	113	113	114	114
管 理 路 線 数		123路線	123 路線	126 路線	128 路線	124 路線
管 理 本 数		1,616千本	1,715 千本	1,823 千本	1,904 千本	1,999 千本
内 訳	高 木	64	65	66	68	70
	中 低 木	1,552	1,650	1,757	1,836	1,929

4 風致地区

生活にうるおいを与え、緑に富んだ快適な都市環境を維持するために、樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観に富んでいる区域や、良好な住環境を維持している区域、古墳等の歴史的意義のある区域などを風致地区と指定している。平成8年3月現在、府下（大阪市を除く。）では、12市27地区 2,742haを指定している（1-76表）。

1-76表 風 致 地 区

市 名	指定地区名・面積 (ha)	市 名	指定地区名・面積 (ha)
高 槻 市	摂津峡 (227.50)	高 石 市	高石 (42.00)
箕 面 市	箕面 (91.76)	泉 大 津 市	助松 (20.00) 穴師 (6.00)
池 田 市	鼓ヶ滝 (31.00) 池田山(396.86) 待兼山(6.94)	岸 和 田 市	久米田(255.00) 焼山(102.50) 中島池 (28.00) 海岸寺山(170.00)
豊 中 市	東豊中 (59.00) 稻荷山 (5.00) 大石塚 (2.00) 服部 (123.00)	貝 塚 市	海岸寺山 (50.00) 水間 (266.00)
吹 田 市	服部 (11.00) 千里山東 (40.00) 千里山西 (88.00)	泉 佐 野 市	新家山(106.00) 檀波羅山(87.00) 佐野松原 (11.00)
東 大 阪 市	枚岡 (383.00)	合 計	27地区 (2,741.56ha)
堺 市	大仙 (98.00) 浜寺 (35.00)		

平成8年3月現在 (ただし、大阪市を除く。)

5 水辺環境

河川・水路・ため池などの水辺は、人の心に「ゆとりや安らぎ」を与える役割を持っている。水辺が持つそのような役割を再認識し、府民にとって身近で愛着のある水辺を整備していくため、府政モニターに「ゆとりや安らぎをもたらす水辺について」をテーマに意見・提言を求めた ((1)~(3)の中から1項目を選択し回答)。その結果は、1-77表のとおりであった [平成7年度府政モニター300名を対象(うち回答者259名、回答率86.3%)]。

1-77表 府政モニターからの「ゆとりや安らぎをもたらす水辺について」の意見・提言

テ ー マ	府政モニターからの意見・提言の内容	
(1) 河川・水路・ため池などの水辺の理想像	水辺の状況 (回答数：126)	きれいな水辺。自然が豊かな水辺。親しみやすい水辺。植物や生き物が豊富な水辺(緑が豊か、生物が豊か等)水辺に府民が利用できる公共施設がある 等
	水辺の利用方法 (回答数：106)	水と触れ合うことができる水辺(水遊び、魚釣り等)景観を楽しんだり、くつろぐことができる水辺(水辺の散歩や散策、休憩)スポーツができる水辺自然の中で学習ができる水辺 等
	水辺の整備方法 (回答数：39)	利用するときに便利な施設が整備されている水辺(休憩所、ベンチ、トイレの設置等)高齢者や身体の不自由な人も利用できるように整備された水辺(スロープや手すりの整備等) 等
	そ の 他	震災などの非常時・災害時に活用できるように整備された水辺 等
(2) 河川・水路・ため池などの水辺と府民の関わり方	水辺の維持管理 (回答数：35)	水辺のごみ対策(ごみは持ち帰る、ゴミを投げ捨てない等) 等
	意識の啓発 (回答数：24)	水辺のごみ対策に関する啓発自分たちの水辺であるという意識の啓発 等
	家庭での取組 (回答数：16)	家庭から流す水を汚さないようにする環境に優しい洗剤を使用する 等
	そ の 他	行政が行う施策に住民が積極的に参加し意見を主張する 等
(3) 河川・水路・ため池などの水辺を整備していくうえで行政に期待すること	水辺の整備方法 (回答数：105)	利用者に配慮した整備(水辺を利用するに便利な施設の整備等)自然に配慮した整備(自然との共生をめざした整備等)安全に配慮した整備(災害に備えた整備、危険な場所にフェンスを張る等)住民参加による整備 等
	水辺の管理 (回答数：52)	水辺のごみ対策(水辺の定期的な清掃、ごみ箱の設置、ごみを投げ捨てた者に対する罰則の規定等)行政指導の水辺の維持管理定期的なパトロールの実施 等
	水質の管理 (回答数：50)	工場・家庭排水対策(下水道の整備に努めてほしい、工場からの排水の規制を強化してほしい等)水質の浄化(魚や水生生物が住めるような水質にしてほしい、環境にやさしい洗剤を普及するための施策を実施してほしい、川底の汚泥のしゅんせつ等) 等
	住民に関する啓発 (回答数：48)	環境保全意識の啓発(ごみの投げ捨てをしないよう啓発する、環境を守っていくという住民の意識を啓発する等)水質保全に対する意識の啓発(生活排水対策についての啓発等)等
	そ の 他	水辺に関する情報を住民に提供する(花の咲いている時期、水質の状況等)水辺でイベントを開催する水辺の利用を促進するよう住民を啓発する 等

第2 景 観

1 景 観

地域の個性を活かした風格ある美しい景観は、都市の魅力の大きな要素であり、府民参加による潤いと安らぎのある身近な景観づくりが求められている。

周辺環境の向上に役立つ景観上優れた建物や、緑に包まれた潤いのある都市空間のモデルとなる優れた施設を、大阪まちなみ賞やみどりの景観賞で表彰している（1-78表）。

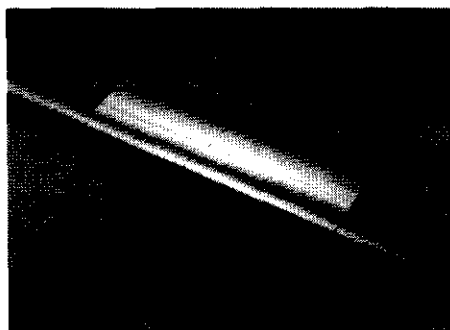
1-78表 大阪まちなみ賞・みどりの景観賞

大阪まちなみ賞〔大阪府知事賞〕

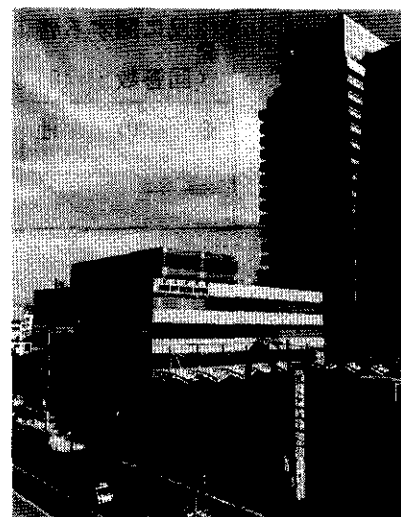
年 度	府 知 事 賞 受 賞 作 品	年 度	府 知 事 賞 受 賞 作 品
昭和56年度	千里山ロイヤルマンション〔吹田市〕 堺市博物館〔堺市〕	昭和63年度	池田駅周辺整備〔池田市〕
昭和57年度	泉北鴨谷台3丁目団地〔堺市〕 山田西A団地〔吹田市〕	平成元年度	河内長野市庁舎〔河内長野市〕
昭和58年度	和泉市久保惣記念美術館〔和泉市〕	平成2年度	長瀬パーキング〔大阪市〕
昭和59年度	大阪ターミナルビル〔大阪市〕	平成3年度	高槻・阿武山一番街〔高槻市〕
昭和60年度	豊中市立アクア文化ホール・中央公民館〔豊中市〕	平成4年度	カルチェ・ダムール〔門真市〕
昭和61年度	吹田市文化会館（メイシアター）〔吹田市〕	平成5年度	O B P住友生命・近畿銀行ブロック
昭和62年度	ツイン21〔大阪市〕	平成6年度	新梅田シティ〔大阪市〕
		平成7年度	関西国際空港旅客ターミナルビル〔泉佐野市・田尻町〕

みどりの景観賞〔最優秀賞〕

年 度	最 優 秀 賞 受 賞 作 品
平成2年度	吹田市文化会館（メイシアター）〔吹田市〕
平成3年度	千里緑丘住宅〔豊中市〕
平成4年度	大阪女学院〔大阪市〕
平成5年度	新梅田シティ〔大阪市〕
平成6年度	桜宮リバーシティ ウォータータワープラザ〔大阪市〕
平成7年度	大阪市立総合医療センター〔大阪市〕



平成7年度
大阪まちなみ賞〔大阪府知事賞〕
関西国際空港旅客ターミナルビル



平成7年度
みどりの景観賞〔最優秀賞〕
大阪市立総合医療センター

第3 歴史的文化的環境

1 史跡・文化財等

府下における、指定文化財をはじめ、埋蔵文化財、寺院・神社等の歴史的建造物、美術工芸品・民俗文化財などの文化遺産は、日本の歴史の中で重要な位置を占め、質量ともに全国的にも屈指の内容を誇っている。

これら歴史的文化的遺産は、わが国の歴史を物語るのみならず、私たちの暮らしにうるおいや安らぎを与える身近な環境の重要な要素となっている。

大阪は、古くから政治、経済の中心として発展してきたところであり、府域には、大坂城跡、難波宮跡、応神・仁徳陵古墳、池上首根遺跡等、先人の活躍の跡ともいえる歴史的、文化的遺産が豊富に存在している。その状況は、国及び府の指定等文化財が前年に比べ8件増加し1,222件、埋蔵文化財包蔵地は58件増加し8,086件であり、その内訳は1-79表のとおりである。

1-79表 指定文化財件数一覧

(平成8年3月31日現在)

(1) 国指定等文化財				(2) 府指定等文化財				(3) 埋蔵文化財包蔵地		
種	別	件数		種	別	件数		種	別	件数
有形文化財	国宝	建造物	5	条	有形文化財	建造物	54	古墳		4,094
		絵画	9			絵画	14		集落跡	1,523
		彫刻	4			彫刻	67		竊跡	1,066
		工芸品	25			工芸品	38		城跡	164
		書跡・典籍・古文書	16			書跡・典籍・古文書	5		寺跡	316
		考古資料	3			考古資料	41		宮跡	8
									その他	915
	重要文化財	建造物	87	民俗文化財	有形民俗文化財	7	合計	8,086		
		絵画	120	無形民俗文化財	無形民俗文化財	4				
		彫刻	102	記録選択	記録選択	11				
		工芸品	194	史跡	史跡	60				
		書跡・典籍・古文書	108	名勝	名勝	4				
		考古資料	25	天然記念物	天然記念物	70				
歴史資料	1	重要美術品	重要美術品	7						
無形文化財	重要無形文化財	8	規則	史跡・名勝	2					
	記録選択	5		史跡	22					
				名勝	5					
民俗文化財	重要有形民俗文化財	4	合計	411						
	重要無形民俗文化財	2								
	記録選択	4								
史跡	特別史跡	2								
	史跡	66								
名勝		4								
天然記念物	特別天然記念物	3								
	天然記念物	13								
選定保存技術		1								
合計		811								

(注)

- 1 国指定等文化財とは、文化財保護法に基づき指定、又は記録選択されたものをいう。
- 2 府指定等文化財中、条例とは、大阪府文化財保護条例に基づき指定又は記録選択されたものを、規則とは、大阪府古文文化記念物等保存顕彰規則に基づき指定されたものをいう。

第4節 地球環境

近年、地球の温暖化やオゾン層の破壊といった地球全体に影響を及ぼす問題、酸性雨や有害廃棄物の越境移動等の国境を越えて影響を及ぼす問題、さらに、海洋汚染、森林の減少、野生生物種の減少等の問題が世界的に進行している。また、一部の開発途上国では、人口の急増、都市集中、工業化などを背景として深刻な公害問題を招いている。

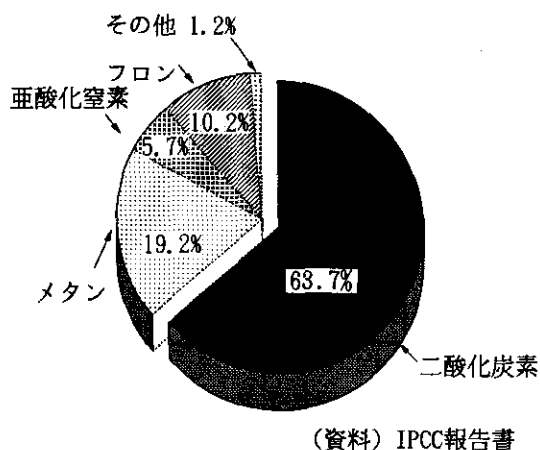
このような地球環境問題は、一国内の環境問題を越えて、地球的な規模で対応すべき課題として、また、人類の生存基盤としての有限な環境を守り、将来の世代へと引き継いでいくという人類共通の課題として認識されるようになっている。

第1 地球の温暖化

大気中の二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などの温室効果ガスは、太陽放射により暖まった地表から放射される赤外線を吸収し再び放射することにより、地表と大気を暖めて熱を宇宙空間に逃しにくくしており、これにより、生物の生存に適した気温が保たれている。しかし、近年の人間活動によって大気中の温室効果ガスの濃度が増加することにより、地球上の温暖化が進み、海面の上昇や降水パターンの変化など種々の影響が懸念されている。

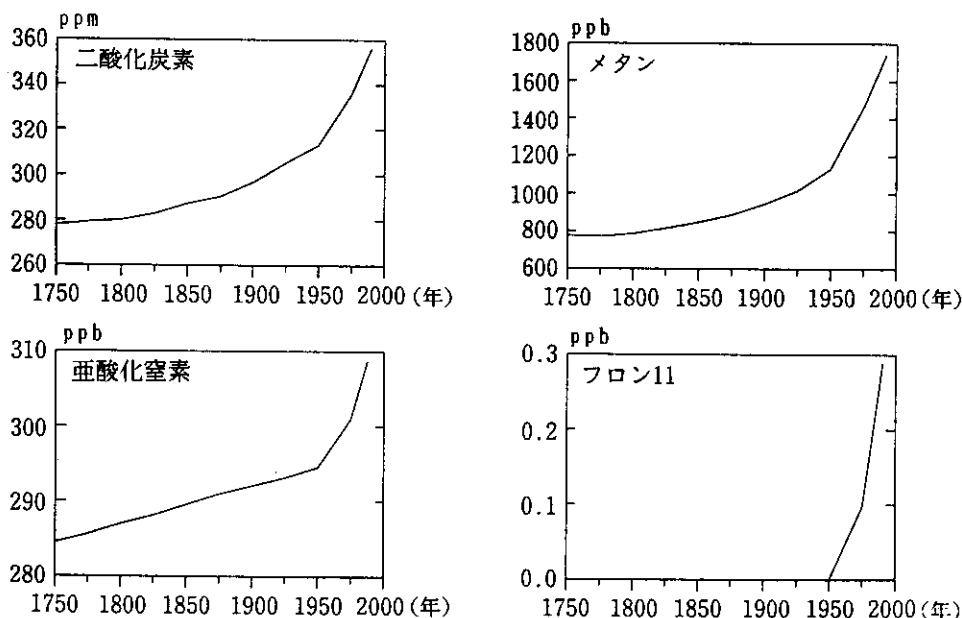
地球温暖化問題に関する政府レベルの検討の場として設立された「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の報告によれば、二酸化炭素の地球温暖化への寄与度は、各種温室効果ガス全体の約64%を占めるとされている(1-80図)。

1-80図 温室効果ガスの温暖化への寄与度
(1992年現在)



大気中の二酸化炭素濃度は産業革命以前には280ppm程度であったが、現在では350ppmを超えており、さらに年0.5%の割合で増加していると推測されている(1-81図)。産業革命以前の1000年間は温室効果ガスの総量は比較的一定であったが、世界の人口の増加や産業・農業の発展に伴い、温室効果ガスの総量は著しく増加した。とりわけ、化石燃料の燃焼や森林の減少により、大気中の二酸化炭素濃度は26%増加したとされている。

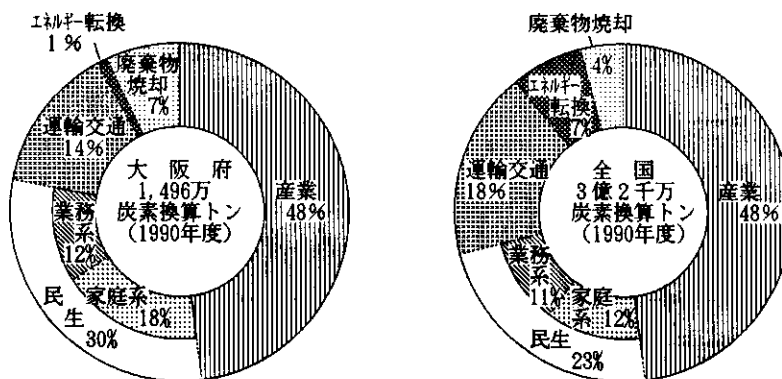
1-81図 二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等の濃度の推移



(資料) IPCC報告書

府域における1990年度の二酸化炭素排出量は 1,496万炭素換算トンであり、全国総排出量（3億2千万炭素換算トン）の5%程度を占めている。また、府民一人当たりの排出量は1.71炭素換算トンであり、全国平均（2.59炭素換算トン）の66%である（1-82図）。

1-82図 大阪府及び全国の二酸化炭素排出量



(注) 二酸化炭素の1炭素換算トンは二酸化炭素の量としては3.67トンに相当する
資料：大阪府地球温暖化対策地域推進計画

また、メタンの発生源は、湿原や湖沼などの自然発生源と天然ガスの漏出、家畜・水田・廃棄物埋立などの人為的发生源がある。大気中のメタン濃度は、過去3,000年間の古大気の実験による分析によると250年前まではほぼ一定であったが、この200年ほどの間に2倍以上に増加していると推測されている。

亜酸化窒素は、その発生源として、自然発生源である海洋や土壌などのほか、人為的发生源である化石燃料や薪等のバイオマスの燃焼・施肥農地などがある。IPCCの報告書によると1994年の亜酸化窒素の平均濃度は312ppbであり、毎年0.25%の割合で増加しているとされている。

第2 オゾン層の破壊

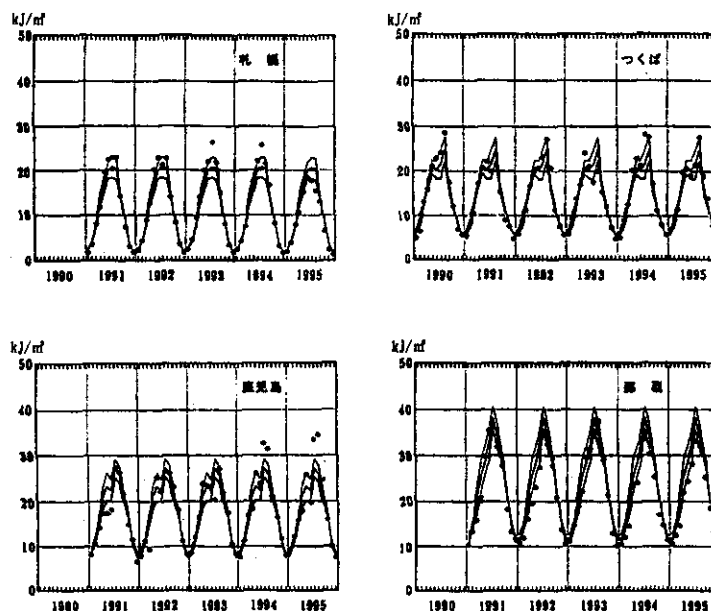
オゾン層の破壊とは、成層圏下層（高度約15～30km）にあるオゾン層が人工的に作られたクロロフルオロカーボン（CFC：いわゆるフロン的一种）等によって破壊される現象をいい、その結果、オゾン層に吸収されていた有害な紫外線の地上への到達量が増加することによって、人及び生態系に悪影響が生じる。

CFCは、噴射剤・冷媒・洗浄剤・発泡剤などの用途として使用されており、無臭・不燃の安定な化合物であるため、対流圏（高度約15kmまでの大気）では分解されず成層圏に達し、強い紫外線によって分解されて、遊離した塩素原子が連鎖反的に成層圏オゾンを破壊する。CFCのほか、消火剤のハロンや四塩化炭素及び1,1,1-トリクロロエタン、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、臭化メチルなどもオゾン層を破壊することが知られている。

南極においては、1970年代から毎年春にオゾンが著しく少なくなる「オゾンホール」と呼ばれる現象が現れており、1995年も最大規模であった過去3年と同程度のオゾンホールが観測されている。

平成7年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告（環境庁）によれば、熱帯地域を除き、ほぼ全球的にオゾン全量の減少傾向が確認されているが、このような減少傾向は、既知の自然現象では説明できず、CFC等の大気中濃度が増加したことが主要因であると考えられている。CFC等の大気中濃度は依然として増加しているが、北半球中緯度においては、最近、CFC11、12、113等の増加がほとんど止まっているほか、大気中での寿命の短い1,1,1-トリクロロエタンは減少に転じている。これは1989年7月から開始されたモントリオール議定書に基づく規制の効果と考えられている。また、有害な紫外線（UV-B）については、その変化の傾向を把握するためにはなおデータの蓄積が必要であるが、我が国においては、1990年にUV-Bの観測を開始して以来、観測値は推定平年値に対して著しく大きな値は見られないとしている（1-83図）。

1-83図 月平均UV-Bの日積算値の実測値と推定平年値との比較



黒丸は1990～1995年の観測値。3本の曲線のうち、中央が1981～1991年の推定平年値、上下がその標準偏差。
（気象庁：オゾン層観測報告 1995）

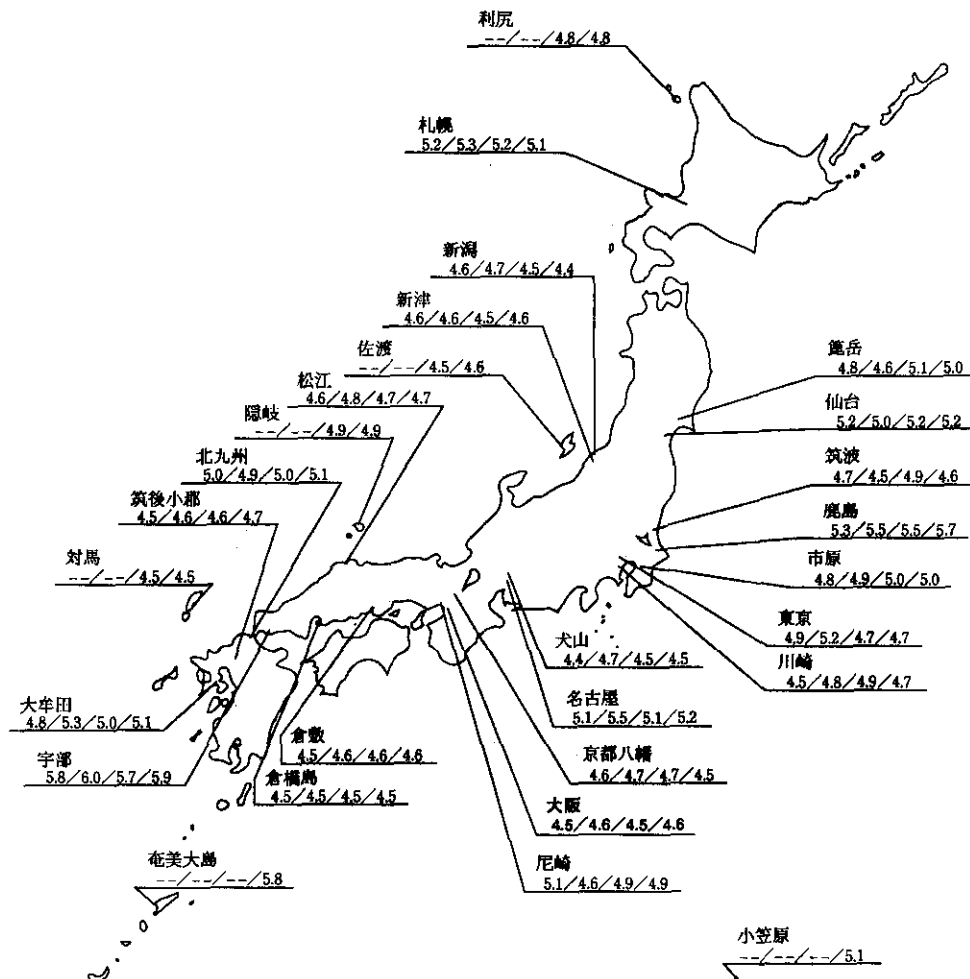
第3 酸性雨

酸性雨は、工場や自動車など化石燃料の大量使用から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸・硝酸等へ変化し、それぞれがイオンとして雨に取り込まれて降下するpH5.6以下の降雨のことである。酸性降下物は、大気の状態により酸性雪及び酸性霧となることもある。

酸性雨の影響としては、樹木の衰退、土壌の酸性化による生態系や森林への影響、酸性雨の流入による湖沼・河川の酸性化、これらの湖沼等の水生生物などの生態系への影響のほか、大理石や金属でできている建造物、文化財への影響もあり、特に欧州、北米、中国大陸で酸性雨による深刻な被害が発生している。

我が国における酸性雨の現況については、昭和58年度から国において酸性雨対策調査が実施されている。昭和63年度から平成4年度まで実施した第2次の調査結果によると、欧米とほぼ同程度の酸性降下物が観測されているが(1-84図)、酸性雨による陸水、土壌・植生等の生態系への影響については、明確な兆候は見られていない。しかしながら現在のような酸性雨が今後も降り続けるとすれば、将来、生態系への影響が顕在化するおそれが否定できないことは欧米の事例から推測される。

1-84図 降水中のpH分布図

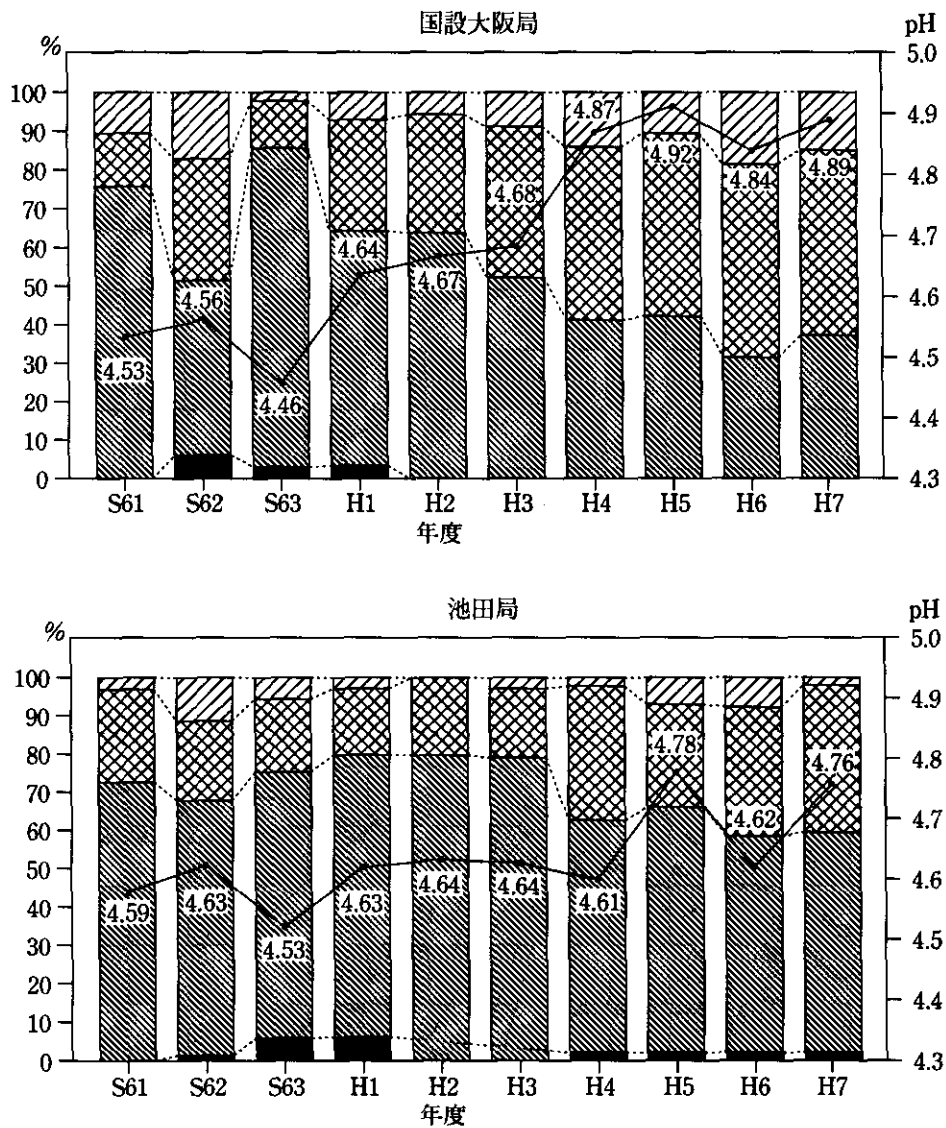


注) 図中数字 平成元年度 / 2年度 / 3年度 / 4年度
資料: 酸性雨対策調査 (環境庁)

府においては、国の酸性雨対策調査に参画するとともに、国設大阪局（大阪市東成区）及び池田局（池田市）における酸性雨調査、府下の市町村と共同して酸性雨の分布状況を把握する酸性雨共同調査、コンクリート構造物や生態系への影響調査を実施している。

平成7年度における降雨pHの年平均値（国設大阪局及び池田局）は、4.89及び4.76であり、前年度に比べやや上昇した（1-85図）。また、梅雨期及び秋期に実施した市町村共同調査（48地点）の結果は、梅雨期のpHが4.30～6.31（加重平均4.60）、秋期が4.18～6.84（同4.68）であった。府のこれまでのモニタリングの結果は、国の第2次調査結果とほぼ同程度であった。

1-85図 週降雨の年平均pH及び出現頻度



凡例 ——— 年平均値

■ pH<4 ▨ 4≤pH<5 ⊠ 5≤pH<6 ▩ 6≤pH<7 □ pH≥7

注) 年平均値は、1週間連続ろ過捕集した試料の測定値を雨量で加重平均したものである。
出現頻度は、1年（52週）の測定値のうち凡例の各5分類に占める割合(%)を示す。

第4 森林（特に熱帯林）の減少

1993年に国連食糧農業機関（FAO）により公表された「1990森林資源評価プロジェクト」の最終報告書では、この10年間で年平均約1,540万ha（我が国の国土面積の約4割）の熱帯林が減少しているとされている。

熱帯林の減少の原因は、非伝統的な焼畑農耕、過度の薪炭材採取、不適切な商業伐採、過放牧などが指摘されているが、こうした行為の背景には、開発途上国における貧困、人口増加、土地制度等の社会的経済的な要因があげられている。

熱帯林の減少を現況のまま看過すれば、土壌流出、生活用エネルギー源の枯渇など熱帯諸国における問題のみならず、野生生物種の減少や気候変動など地域的規模での影響が懸念される。

他方、シベリアの北方林等においても、木材伐採による森林減少が報告されており、これらの地域では気候条件が厳しく一度森林が伐されると、もとどおりになるのに大変時間がかかることから、過度の伐採による森林減少が懸念されている。

第5 砂漠化

砂漠化とは、「乾燥地域、半乾燥地域、乾燥半湿潤地域における気候上の変動や人間活動を含む様々な要因に起因する土地の劣化」と定義されている（アジェンダ21）。

砂漠化の原因として、地球的規模での大気循環の変動による乾燥地の移動という気候的要因と、乾燥地及び半乾燥地の脆弱な生態系の中で、草地の再生能力を超えた家畜の放牧や休耕期間の短縮等による地力の低下、薪炭材の過剰な採取、不適切なかんがいによる農地の塩分濃度の上昇などその許容限度を越えた人間活動が行われたことによる人為的要因が考えられている。

1991年、UNEPが発表したレポート「砂漠化の現状及び砂漠化防止行動計画の実施状況について」によると、砂漠化が進行しつつある地域は地球上の全陸地の約4分の1、乾燥地の約70%にあたる約36億haに達し、世界人口の約6分の1の人々がその影響を受けているとされている。

第6 野生生物の種の減少

野生生物の種は、種の存在自体、進化の歴史を伝えるものとして貴重な情報源であり、生態系の構成要素として物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性により生態系のバランスを維持している。また人類は、野生生物種を生活の糧として、様々な道具の素材として、科学・教育・レクリエーション・芸術の対象として、利用し、共存してきた。こうした活動が、ある場合には乱獲につながったり、また、人間の経済・社会活動の拡大に伴う生息地の破壊などにより、野生生物種は、生息数の減少や絶滅への圧力を受け続けている。

地球上における種の総数は、少なくとも500万種、多ければ5,000万種ともいわれ、現在確認されている種数は約140万種とされている。「1990 IUCN Red List of Threatened Animals」によると、全世界での絶滅のおそれのある種の状況は、無脊椎動物で2,250種、脊椎動物で2,751種などであり、数多くの種の生息・生育が危うくなっている。また、世界資源研究所（WRI 1989年）によると、1990年以降30年間に主として熱帯林の減少により全世界の5～15%の生物種が絶滅すると予測されている。

第7 海洋汚染

陸域からの汚染物質の流入により、北海、バルト海、地中海などの閉鎖性海域においては、赤潮発生の拡大、重金属などの有害物質による汚染が広がっている。また、大型タンカーの事故などによる油の大量流出、廃棄物の投棄などによる、海洋の汚染が世界的に確認され、このような海洋汚染は長期間かつ広範囲にわたって海の生態系に大きな影響を及ぼしている。

特に、1989年のアラスカ沖でのタンカー「エクソン・バルデーズ号」の座礁で約4万klの原油が流失した事故では、約3万羽の海鳥が死に、ニシン漁ができなくなるほど大きな被害が出たことや、1993年のタンカー「マースフ・ナビゲーター号」がインドネシア・スマトラ島沖で起こした事故など、依然として大型タンカーの航行などに伴う重大な海洋汚染の危険が存在している。

第8 有害廃棄物の越境移動

1976年にイタリア・セベソで発生した農業工場の爆発事故によるダイオキシン汚染土壌が1982年に行方不明となり、その後1983年にフランスで発見された「セベソ汚染土壌搬出事件」を機に、有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染が国際問題として議論されるようになった。

有害廃棄物は、処理費用の高い国から安い国へ、あるいは規制の厳しい国から緩い国へと移動されやすく、そのため、有害廃棄物の受け入れ国で適正な処理がなされない場合には、その国の生活環境や自然生態系に影響を及ぼすおそれがある。

このような背景のもと、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が1989年に採択された。我が国においては、1993年に加入している。

また、1993年に「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」を制定し、廃棄物の国境を越える移動を規制しており、平成6年の1年間に特定有害廃棄物等の輸出承認を行った量は7,580トン、輸入承認を行った量は1,216トンであった。

第9 開発途上国の公害問題

開発途上国においては、貧困や人口の増大などを背景として、森林の減少や砂漠化が進むとともに、都市化、工業化などの進展に伴い、大気汚染、水質汚濁などの公害問題が深刻化している。

開発途上国の多くは、公害問題に十分に対処していただくだけの経済的、技術的、人的、あるいは制度的基盤を有しておらず、有効な対策を進めるためには自国の努力に加えて先進国などの協力が不可欠となっている。